

議案第 26 号

こまつ市民読書活動推進計画策定委員会設置要綱について

こまつ市民読書活動推進計画策定委員会設置要綱を次のとおり制定する。

こまつ市民読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民の読書活動を総合的に推進するためのこまつ市民読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するに当たり、必要な事項について検討を行うため、こまつ市民読書活動推進計画策定委員会(以下単に「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから小松市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会教育・社会福祉関係者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 幼児教育関係者
- (4) 図書館関係者
- (5) その他小松市教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱又は任命の日から推進計画の策定が完了する日までとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長がないときの会議は、教育長が招集する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を、主管課におく。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

議案第 27 号

こまつ市民読書活動推進計画策定委員の委嘱及び任命について

こまつ市民読書活動推進計画策定委員会設置要綱第2条の規定に基づき、次のとおり委員を委嘱及び任命する。

1 委嘱及び任命する委員

関 係	氏 名	備 考
図書館	岸本 衆志	小松市立図書館協議会委員長
社会福祉・教育	山本 周	小松市社会福祉協議会会長
幼児教育	中田 浩大	小松市教育・保育協議会会長 (こばと第2こども園園長)
幼児教育	上出 美智代	私立幼稚園協会加南支部支部長 (白嶺幼稚園園長)
社会教育 地域・家庭	田村 義彦	小松市立学校PTA連合会会長
学校教育	木下 真由美	小松市学校図書館協議会会長 (月津小学校校長)
社会教育 青年期・図書館	西村 聡	公立小松大学附属図書館館長 (" 国際文化交流学部教授)
社会教育 地域・家庭	森 和美	小松市放課後児童クラブ連絡協議会 会長 (矢田野こども園園長)

2 任期

委嘱及び任命した日からこまつ市民読書活動推進計画策定委員会設置要綱第3条に規定する推進計画策定完了の日までとする。

令和6年度小松市教育功労賞について

本賞は小松市表彰規則（昭和39年小松市規則第33号）第2条第1項第2号及び第9号に基づき、教育、学術、技芸、その他文化の振興に功績があった方を顕彰し、これを表彰するものである。

令和6年10月3日に行われた、小松市功労3賞選考委員会において、本年度の教育功労賞として、下記の個人2名を推薦する旨の答申があり、市長がこの答申を適当と認め、決定したものである。

記

（年齢は令和6年12月1日を基準）

（敬称省略）

まつした 松 下	きょうこ 京 子	（芦田町 86歳）
-------------	-------------	-----------

ひさ き 久 木	よしのり 義 則	（白松町 82歳）
-------------	-------------	-----------

※報道発表は令和6年10月21日ですので、それまではご内分に願います。

※表彰式 令和6年12月1日（日）

令和6年度小松市教育功労賞受賞者

(年齢は令和6年12月1日を基準)

(敬称省略)

○ 松下 京子 (芦田町 86歳)

俳句活動において長年尽力され、平成26年から小松俳文学協会会長、令和4年から現在に至るまで同会顧問を歴任。「小松文芸」の発行委員や俳句部門の審査員も長年務められ、後進の指導・育成に大きく貢献された。

また「小・中学生かけはし文芸コンクール」俳句部門や、同コンクール内「森山啓ジュニア文芸賞」の審査員も熱心に務められ、俳文学を通して子どもたちの豊かな情操を養うことに貢献された。

○ 久木 義則 (白松町 82歳)

長年にわたり、小松市のみならず石川県全体の障害者支援や福祉政策に携わってこられた。平成9年からは22年間にわたり、小松市手をつなぐ育成会会長及び小松市特別支援教育振興会会長に就任。平成25年からは7年間にわたり、石川県手をつなぐ育成会会長及び石川県特別支援教育振興会会長を務められ、石川県の特別支援教育を牽引・尽力されてきた。

また、社会福祉法人こまつ育成会設立や福祉の店「夢や」に携わり、地域福祉の発展に多大な貢献をされている。

寄附の受納について

能美小松地方の方言に関心を持ってもらうため、次のとおり寄附の申し出がありました。

1. 寄 附 者 本多 良二（能美市）
2. 寄附物品 「能美・小松の方言ノート」
3. 受 納 日 令和6年10月8日

※受納物品は、各小中学校へ配付予定。

部活動の地域移行について ～小松市～

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化芸術活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体格格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体を取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むこと、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に選したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困難家庭への支援

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

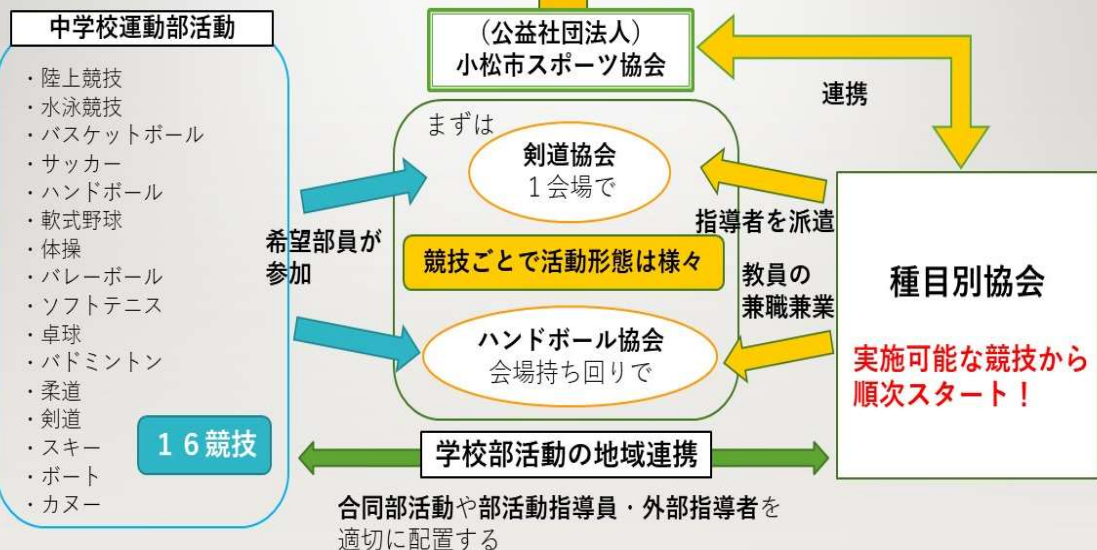
学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

こまつモデル

※まずは休日から地域へ



国 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)

市 部活動地域移行 小松市推進モデル(令和5年2月)

小松市

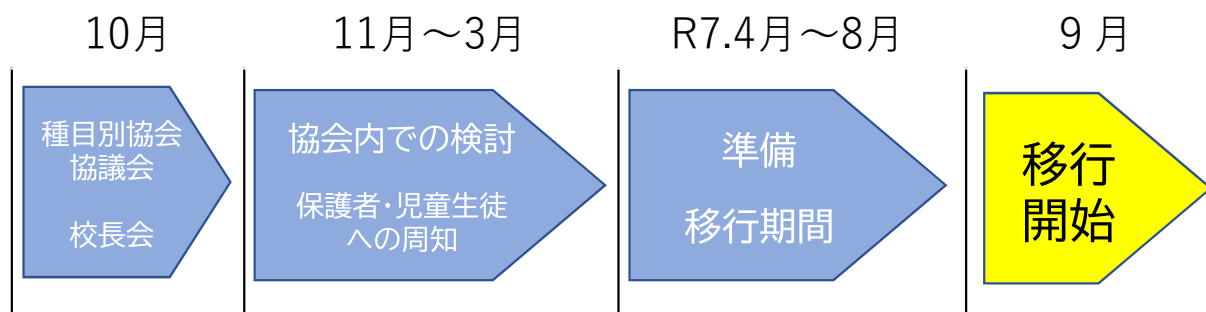
R7年秋から休日部活動地域移行開始

種目別協会

休日の活動
場所準備

地域移行運営
補助金申請

○スケジュール予定

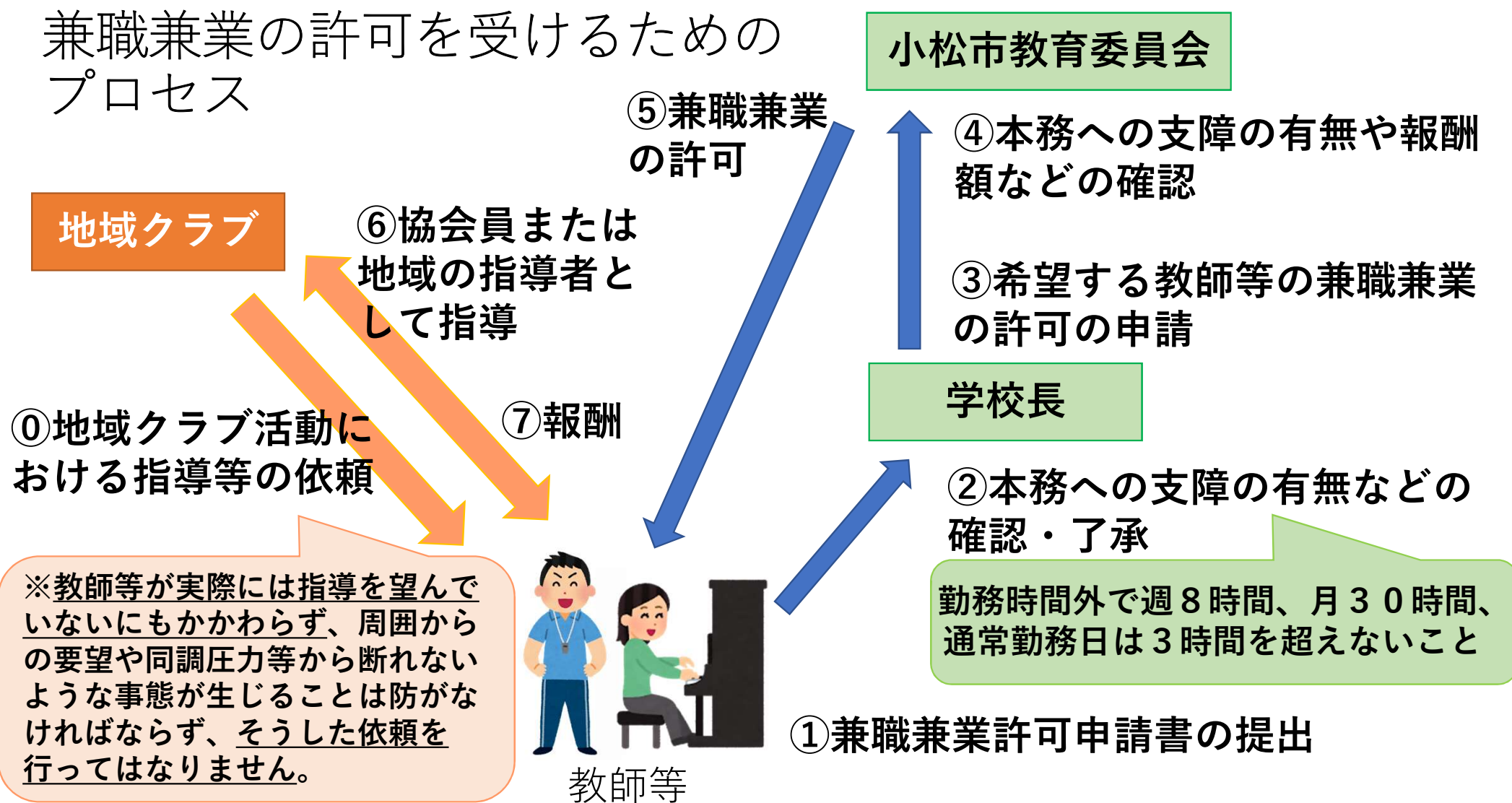


※文化（吹奏楽）は、R7モデル校で試行し、R8に移行予定

○休日の活動にあたって

- ・教員は兼職兼業申請により、本人の希望により、休日の活動に参加可能（日当支給）
- ・新たな地域クラブ設立は、小松市へ申請
- ・教員以外が大会引率を行う場合に必要な資格取得経費については、運営費で補助

兼職兼業の許可を受けるためのプロセス



運動部活動地域移行の準備状況(R6.9月現在)

部活動	開始時期	頻度	活動場所
剣道	R6.4月～	2～3回/月	小松市武道館
軟式野球	R6.5月～	2回/月	安宅中学校グランド他
卓球	R6.5月～	不定期	西部地区体育館
柔道	R6.4月～	毎週土曜日	小松市武道館・松陽中学校
陸上	R6.9月～	1回/月	末広陸上競技場
ソフトテニス	R6.12月～	1回/月	協会員が各学校へ
バスケットボール	R6.9月～	1回/月	松陽地区体育館
ハンドボール	R6.11月～	毎週日曜日	市立高校体育館

さらに拡大へ